

倉敷市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年9月13日(水) 午前9時57分から午前10時16分
- 2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室
- 3 出席委員 18人
会 長 8番 吉田 幸夫 委員

委 員

1番 武本 章吾 委員 4番 矢野 秀典 委員 5番 三宅 健二 委員
6番 平松 頼雄 委員 7番 安田 茂 委員 9番 岸本 寛吾 委員
10番 三宅 健 委員 11番 古城 茂樹 委員 14番 藤原 安信 委員
15番 中川 逸実 委員 16番 藤田 壽則 委員 17番 山地 康弘 委員
18番 井上 保邦 委員 19番 香西 英雄 委員 20番 田中 博之 委員
21番 白神 正則 委員 24番 小山 智子 委員

- 4 欠席委員 6人

2番 野口 國治 委員 3番 田邊 洋樹 委員 12番 中西 公仁 委員
13番 難波 朋裕 委員 22番 栗坂 豪 委員 23番 大村 孝志 委員

- 5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

- 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 市街化区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願について

報告第6号 農用地利用集積計画協議及び決定の一部訂正について

議案第7号 農業経営基盤強化促進基本構想（くらしきの魅力ある農業経営）の改定案の修正について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 塩津 賢一 事務局課長主幹 中村 英樹 事務局主幹 林 孝子
事務局主幹 成田 裕次 事務局主任 小山 八穂子 事務局主任 宮本 幸典
事務局主任 大橋 浩直 事務局副主任 田中 和子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前9時57分)
事務局 塩津副参事	<p>皆様おはようございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から9月の総会を始めたいと思います。</p> <p>総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。</p>
吉田会長 (以下「議長」)	<p>ただ今から、令和5年9月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は18名です。</p> <p>在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議長	<p>それでは、議席番号15番 中川逸実委員と議席番号16番 藤田壽則委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の大橋主任と田中副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。</p> <p>総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて13件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、所有権移転が12件、使用貸借権設定が1件です。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p>【議案第1号、1番から13番について調査票をもとに説明】</p> <p>12番についてですが、本件農地はさる人の信託財産となっており、受託者がその権限内において、管理行為（今回は宅地との交換です）を行うことを目的とした申請です。</p> <p>ご承認を頂きましたら、所有権移転登記と同時に、信託の抹消登記を速やかに行っ</p>

ていただくことになっていて、本件農地は信託財産から離脱し、譲受人の固有財産となり、譲受人に信託契約は承継されませんので、参考まで申し添えます。

このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の13件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議 長 異議なしということですので、議案第1号の、1番から13番までを、許可、と決定いたします。

続きまして、4頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 **【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】**

中村です。説明をさせていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に2件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

まず、1番について、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的は農家住宅となっておりますが、申請者本人が農家として継続していけるのか疑義が生じているため、今後の営農について再度確認する必要があるため、今回は保留とのことでした。

次に2番についてですが、こちらは特に問題はございませんでした。

以上により、今回申請のありました2件について、1番は保留、2番は許可意見とのことでした。

許可意見とされた1件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この1件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の2件ですが、1番については保留、2番については許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ござ

	<p>いませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番については保留、2番については許可、と決定します。</p> <p>続きまして、5頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「農地法 第5条 の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】</p> <p>中村です。説明をさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁に1件の申請がございました。</p> <p>次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました1件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた1件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>この1件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の1件について、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については許可、と決定します。</p> <p>続きまして、6頁をご覧ください。</p> <p>議案第4号「農用地 利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】</p> <p>林でございます。</p> <p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、今回、6頁から9頁にかけて15件の貸借権設定が、農業委員会に提出されました。</p> <p>まず、貸借についてご説明いたします。権利の種類の内訳は、貸貸借が10件、使用貸借が5件でございます。</p>

また、利用期間につきましては更新が3件、新規が12件でございます。
今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが9件、その他は個人でございます。
借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備もございませんでした。
以上、議案第4号の各案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、15件すべて承認が相当と判断いたします。
なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でした。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。続きまして、10頁をご覧ください。
議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」です。
事務局から説明をお願いします。

事務局 【議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請についての説明】

中村でございます。説明させていただきます。
議案第5号農地転用事業計画変更承認申請についてですが、10頁に2件の申請がありました。
まず、1番についてですが、平成30年11月22日付けで、障がい者福祉施設の敷地拡張ということで転用許可を受けていましたが、転用面積や建築物、建築面積、建ぺい率に変更になるため、事業計画変更承認申請書が提出されました。
また、2番につきましては、令和5年5月23日付けで、陶磁器・ガラス器の小売店舗として転用許可を受けていましたが、建築面積や建ぺい率に変更になるため、事業計画変更承認申請書が提出されました。
この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号については、承認とします。続きまして、11頁をご覧ください。</p> <p>議案第6号「相続税の納税猶予に関する 適格者証明願について」です。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての説明】</p> <p>成田でございます。説明させていただきます。</p> <p>議案第6号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてですが、11頁に1番と2番の2件の申請がありました。</p> <p>現地を確認したところ全てにおいて、畑の作付ができる状態であり、被相続人がお元気であったころには農業経営をされていたと思われま。</p> <p>また、すべての申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。従いまして、いずれも相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。</p> <p>なお、本件については南、西の各地区協議会においてご審議いただき、異議なく承認をいただいております。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、議案第6号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第6号については承認とします。審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。</p> <p>報告第1号から、報告第7号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【報告第1号から第7号について報告・説明】</p> <p>大橋です。報告いたします。</p> <p>12頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、12頁から17頁にかけて12件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に18頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、18頁から19頁にかけて10件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に20頁をお開きください。</p>

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分報告について」でございますが、20頁から25頁にかけて31件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に26頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、26頁に2件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に27頁をお開きください。

報告第5号「市街化区域内農地の転用目的での競売（公売）に対する買受適格証明願について」でございますが、27頁に1件の証明願が農業委員会に提出されました。

この案件につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局において、農地法第5条届出事務に準じて審査・確認を行い、事務局長専決で証明書を交付しております。

次に、28頁をお開きください。

報告第6号「農用地利用集積計画協議及び決定の一部訂正について」でございますが、28ページに3件の訂正がありました。

こちらは、令和5年4月及び5月の農業委員会総会で承認いただいた農地利集積計画について、農地中間管理機構より存続期間の期日に誤りがあった旨の訂正依頼があったため、農地台帳を訂正いたしました。

次に29頁をお開きください。

報告第7号「農業経営基盤強化促進基本構想『くらしきの魅力ある農業経営』改定案の修正について」でございますが、

令和5年8月9日付で農業委員会から倉敷市長へ提出した農業経営基盤強化促進基本構想「くらしきの魅力ある農業経営」改定案に係る意見書について、議案30頁から31頁のとおり回答がありました。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご了承をお願いします。

議長

事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。

各委員

【質問なしの声】

議長

ご質問がないようですので、報告第1号から報告第7号については、すべて確認、了承いただきました。

以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。

事務局から何かありますか。

塩津副参事

【事務局から連絡事項を伝える】

事務局から連絡事項をお伝えします。
(次回総会の日程案内など連絡)
以上です。

議 長

ありがとうございました。
皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。
皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。
次回総会は10月11日(水)です。
ご出席のほど、よろしく願いいたします。
それでは、これにて散会いたします。
(閉会 午前10時16分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和5年9月13日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員